

条例改正

いずれも原案どおり可決しました。

▼豊頃町国民健康保険条例の一部改正

令和12年度の統一保険税に向けた段階的な税率改正のほか、「子ども・子育て支援納付金課税額」の新設、海外からの転入者を対象とした前納制度の新設など。

▼豊頃町減債基金条例の一部改正

基金の運用方法拡充のため、現金を有価証券に代えることができる旨を新たに規定。

▼豊頃町高等学校等就学助成金交付条例の一部改正

高等学校等就学助成金を現行の月額7千円から月額1万円に引き上げるもの。

▼豊頃町入学祝金支給条例の一部改正

高等学校等へ入学する生徒の保護者に対し、入学祝金10万円を支給することを新たに規定。

▼豊頃町介護保険条例の一部改正

税制改正の影響により、これまで住民税非課税だった方が課税とみなされる場合が生じるため、令和8年度に限り、令和7年度の保険料額まで減免できる旨を規定。

人事案件

▼人権擁護委員候補者の推薦

鳥宮彰子（とりみやあきこ）氏を再度選任したいと諮問があり、適任と答申しました。

なお、任期は令和11年3月31日までの3年間で。

▼豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任

中村哲蔵（なかむらてつぞう）氏の再任に同意しました。

なお、任期は令和11年4月21日までの3年間で。

その他

▼豊頃町過疎地域持続的発展市町村計画の策定

過疎地域である本町の持続的発展に関する目標などを定めた計画の策定について、原案のとおり可決しました。

決しました。

▼工事請負契約の締結

次の2件について、いずれも原案のとおり可決しました。

幌岡西2線改良工事（その2）
契約金額 6,776万円
大津地域津波緊急避難場所
避難路整備工事（路盤改良）
契約金額 6,149万円

補正予算

▼専決処分の承認（令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第10号））

令和8年1月23日付で町長が専決処分した補正予算を原案のとおり承認しました。

補正内容は、2月8日執行の衆議院議員総選挙等の事務経費です。

そのほか、一般会計、4特別会計、2事業会計の補正予算がそれぞれ提案され、いずれも原案のとおり可決しました。

主な補正内容は、JA豊頃町加工用ばれいしよ集出荷施設再編のため「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」に5億9,940万円を追加するほか、年度末による予算精査などによるものです。

| | | 補正額 | 予算総額 | |
|-------|---------|------------------|------------|-----------|
| 一般会計 | 第9号 | 2億1,404万円 | | |
| | 第10号 | 583万円 | | |
| | 第11号 | 1億2,177万円 | | |
| | 第12号 | 5億9,940万円 | 71億8,042万円 | |
| | 国民健康保険 | 第2号 | △3,917万円 | 5億4,055万円 |
| 介護保険 | 第4号 | △701万円 | 4億4,080万円 | |
| | 後期高齢者医療 | 第2号 | △89万円 | 7,924万円 |
| | 医療施設 | 第3号 | △422万円 | 1億5,242万円 |
| | | 補正額 | 予算総額 | |
| 簡易水道 | 第7号 | (収益的支出) △959万円 | 3億4,882万円 | |
| | | (資本的支出) △386万円 | 2億2,000万円 | |
| 公共下水道 | 第2号 | (収益的支出) △1,219万円 | 2億2,352万円 | |
| | | (資本的支出) △1,276万円 | 1億6,297万円 | |

各会計の補正額
（1万円未満は四捨五入）

（1月19日開催）

令和8年第1回臨時会

▼令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）
主な補正内容は、物価高騰対応クーポン券発行や公共土木施設の災害復旧事業など。

一般質問

Q

多面的機能支払交付金

今後の活用方針は

A

団体設立に向け、支援体制を整えたい

小笠原議員は、農地維持活動の今後の方策として「多面的機能支払交付金」の更なる活用と、農地インフラの今後の整備方針について一般質問を行いました。

多面的機能支払交付金 今後の活用方針は

農業はわが町の基幹産業の一つですが、担い手不足と大規模化が進み、農地維持活動の継続が困難になっています。

多面的機能支払交付金は、農地維持活動の継続に有効だと考えますが、本町での活用は1団体と普及しなかった要因と今後の促進方針について伺います。

町長 本町における制度の実施状況は、二宮環境保全会の1団体、対象農用地面積1,824ヘクタールです。

現在、新たに2団体が前向きに検討していると聞いております。他の地域に取組が拡大しなかった要因は、組織の設立を率先して行う人手や地域の合意形成が必要なことに加え、事務作業の負担がかかるイメージから、取組に理解を得られなかったのではないかと考えます。

地域の合意形成や事務作業の外部委託など、町の支援体制について伺います。

他の自治体では、事務作業の外部委託先のマッチングを行っている事例もあるようです。

町長 町で間接補助しているため、町としても書類を検査するので、その中でやり方などを指導することはできません。

事務作業の外部委託については、事務作業がかえって煩雑になるおそれがあり、交付金から委託

料を支払わなければなりません。また、デジタル技術の進展により事務負担はいくぶん軽減されていると思います。まずは自前で取り組んでいただくことが望ましいと考えています。

外部委託先のマッチング制度については、団体から必要かどうかという話があれば、管内の事例を調査した上で、委託先をまとめる必要があると思っております。

多面的機能支払交付金

農業・農村が有している多面的機能（自然環境の保全や良好な景観形成など）を維持するため、地域の共同活動を支援する事業。農地法面の草刈りや水路の補修など、実施した面積に応じて交付される。

農地インフラ整備方針は

農地インフラ（農道や橋りょう、水路など）について。整備から30年以上が経過し、改善などが必要な箇所が生じています。また、近年、農業機械の大型化が進んでいることから、機械が通れず作付けに影響が生じることも考えられます。

以上を踏まえ、今後の農地インフラ整備方針について伺います。

町長 これまでは壊れたら直す「事後保全」という考え方が主でしたが、これからは壊れる前に点検して長寿命化を図る「予防保全」に考え方を転換し、「コスト軽減を図りながら農地インフラを適切に維持修繕したいと考えております。



おがさわら げんき 議員
小笠原 玄記 議員